2025-1 東大本番レベル模試　採点基準・採点例

第一問（４０点満点）

■採点の原則

① 全ての答案について各要素単独採点とするが、答案が全く日本語の文（章）の体をなしていないと判断される場合は、要素の有無に関係なく０点とする。

② 漢字の誤り、送り仮名の誤り、句点の抜けについては、一つごとに１点減点する。

問一

■形式上の不備

・文末表現は要素Ｄ参照

基準　配点８点

■模範解答例　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A 同一の被写体でも見せ方次第で距離感が異なるという事実は、B 同様に、過去の出来事への理解も C 容易に変わり得ることを示唆しているということ。

■採点方法：各要素単独採点

■要素Ａ「同一の被写体でも見せ方次第で距離感が異なるという事実は」：３点

・傍線部直前の「この場合にそのことは」の説明に当たる要素。

・１段落～２段落の具体的な記述を要約的にまとめた箇所。

・「視覚が容易に欺かれることは」など、「この場合」の内容が含まれていない場合、△１点。

・ほぼ同等の説明内容と判断できれば加点してよい。

■要素Ｂ「同様に、過去の出来事への理解も」：２点

・傍線部の「歴史認識の遠近法も」の説明に当たる要素。

・「歴史認識の遠近法」は「過去の出来事への意味付け」「過去の出来事の捉え方」などでも可。また「歴史認識」という語をそのまま用いた解答も許容するが、「遠近法」（何に価値を置き、何を軽視するかということ）のニュアンス（「理解」「意味付け」「捉え方」など）が出ていない解答は、△１点。

・「同様に」は、傍線部の助詞「も」のニュアンスを強調したもの。「同様に」と同義の言葉を用いていなくても助詞「も」でそのニュアンスを出していれば減点なし。「も」のニュアンスが出ていない場合、△１点。

・ほぼ同等の説明内容と判断できれば加点してよい。

■要素Ｃ「容易に変わり得ることを示唆している」：３点

・傍線部の「たやすく歪められることを暗示している」の説明に当たる要素。

① 傍線部の「歪められることを」の言い換え（「変わり得ることを」など）。言い換えていない場合は×。

② 傍線部の「暗示している」の言い換え（「示唆している」など）。「意味している」「示している」「連想させる」など、「暗示」の意味合いが解答に反映されていない場合、×。また、そもそも「暗示している」を言い換えていない場合も加点なし。

①②あわせて３点。（①②の部分点は認めない）

・ほぼ同等の説明内容と判断できれば加点してよい。

右の①②あわせて３点とれている場合のみ

③ 傍線部の「たやすく」の言い換え（「容易に」など）がない、間違っている場合①②から減点１点。

■要素Ｄ：文末表現は「……こと。」という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は１点減点。

問二

■形式上の不備
・文末表現は要素Ｄ参照

基準　配点８点

■模範解答例　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。
A 死を象徴する強制収容所の左右相称的な空間を意図的に圧縮し、B 閉ざされた空間の枠組みの中に、C 観光客たちの行為を捉えているということ。

■採点方法：各要素単独採点

■要素Ａ「死を象徴する強制収容所の左右相称的な空間を意図的に圧縮し」：４点
・傍線部の「この「死」のなかに」の説明①。
①「死を象徴する」（４段落「強制収容所という殺戮と死の空間」）というニュアンスが入っていること。
②「強制収容所」（傍線部の「この「死」」＝「完全なシンメトリー」＝「強制収容所」）に言及していること。
①②あわせて２点（①②の部分点は認めない）

右の①②が得点できている場合のみ
③「左右相称」／「シンメトリカル」／「シンメトリー」への言及があること。
④「空間の／奥行きの圧縮」（６段落）のニュアンスが入っていること。
③④ができて２点（③④の部分点は認めない）

■要素Ｂ「閉ざされた空間の枠組みの中に」：２点
・傍線部の「この「死」のなかに」の説明②。
・６段落の「ロズニツァは『アウステルリッツ』で奥行きを縮めて表現しているように思える」、「環境客の群れはその圧縮された空間のなかに密集することになる。強い閉塞感がそこに生まれる。」に対応する要素。
・「閉塞した空間の中に」／「圧縮された構図の中に」など、ほぼ同等の説明内容であると判断できれば加点してよい。

■要素Ｃ「観光客たちの行為を捉えている」：２点
・傍線部の「観光客たちの行為を囲繞する」の説明となる要素。
・６段落の「その薄く平面的な層のなかを観光客たちはさまよう」、７段落の「強制収容所跡地における観光客たちの生態をひたすら観察して忠実に記録したかのような映画」に対応する。
・「囲繞する」を単に「囲い込む」などとしている場合、加点なし。
・ほぼ同等の説明内容であると判断できれば加点してよい。

■要素Ｄ：文末表現は「……こと。」という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は１点減点。

問三

■形式上の不備
・文末表現は要素Ｄ参照

基準　配点８点

■模範解答例　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

Ａ　Ｂ　Ｃ

観光客の傍若無人な行為を、皮相な倫理的批評を超え、犠牲者たちと共通する強制された非人間的な身振りとして表現しているということ。

■採点方法：各要素単独採点

■要素Ａ「観光客の傍若無人な行為を」：２点
・傍線部の「それらの身振りを」の説明にあたる要素。
・８段落の「ガイドが収容所における飢餓状態を語った場面に続けて、立ったまま昼食を頬張っている男性を映す、ほとんど監督の悪意すら感じさせる映像で、近寄ってくる蜂か何かを追い払おうとして幾度も身をよじらせるその男性の身振り」、「ホロコーストの現場で自撮りを行なったり、処刑用の杭（くい）に吊（つ）るされた囚人を真似た姿を写真に撮ったりする」、またこれらの具体的な描写をまとめた９段落の「ラフな普段着で収容所跡地を歩く観光客は、……現代社会の放埒な「生」を代表する存在のように見える」に対応する。
・「（収容所における）観光客の自由放埒で適切でない行為」といった方向でまとめていれば加点する。
・ほぼ同等の説明内容であると判断できれば加点してよい。

■要素Ｂ「皮相な倫理的批評を超え」：２点
・傍線部直前の「そのような――正当ではあるがやや皮相な――批判意識や批評性を超え」に対応する要素。
・ほぼ同等の説明内容であると判断できれば加点してよい。

■要素Ｃ「犠牲者たちと共通する強制された非人間的な身振りとして表現している」：４点
・傍線部の「どこか無気味なものに異化している」の説明にあたる要素。
・１０段落の「観光客たちの機械的な身振りは、この地で虐待や殺戮の犠牲となった囚人たちとは異なる意味で、しかし同様に、何かに「囚われた」、強制的な「労働（ARBEIT）」なのではないか」に対応する。
・〈（観光客の行為が）犠牲者たちと共通する身振りのように感じられる〉という要素（「異化」のニュアンス）がない場合、△２点。
・観光客と犠牲者たちの共通点が〈強制された非人間的な身振り〉であるという要素（「無気味」のニュアンス）がない場合、△２点。
・ほぼ同等の説明内容であると判断できれば加点してよい。

■要素Ｄ：文末表現は「……こと。」という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は１点減点。

問四

■形式上の不備
・字数が一〇〇字に満たない場合、加点なし。
・文末表現は要素Ｆ参照

基準　配点13点

■模範解答例　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A 映画は、死を象徴する強制収容所の左右相称的な空間に観光客を映し出し、B 彼らの身振りが自由に見えながら受動的で非人間的なものであり、C 犠牲者たちと通じ合う面があると示唆することで、D 表象不可能なホロコーストを現代人に想像させる、E 意欲的な試みだから。（一二〇字）

■採点方法：各要素単独採点。

■要素Ａ「映画は、死を象徴する強制収容所の左右相称的な空間に観光客を映し出し」：３点
・映画『アウステルリッツ』が、いかにして「表象不可能なホロコースト」を表現したかを説明する要素①。
・傍線部に主語（「映画『アウステルリッツ』が」）が含まれているので、解答中に主語はなくてもよい（もちろんあってもよい）。
・ⓐ（映画『アウステルリッツ』が）強制収容所（の跡地）にいる観光客を映し出していることへの言及……１点加点。
・ⓑ強制収容所が「死を象徴する」ものであることへの言及……１点加点。
・ⓒ強制収容所が「左右相称的な空間」であることへの言及……１点加点。

■要素Ｂ「彼らの身振りが自由に見えながら受動的で非人間的なものであり」：３点
・映画『アウステルリッツ』が、いかにして「表象不可能なホロコースト」を表現したかを説明する要素②。
・観光客の身振り、行動が自由で放埒なものに見えること（９段落の「ラフな普段着で収容所跡地を歩く観光客は、……現代社会の放埒な「生」を代表する存在のように見える」）への言及……１点加点。
・観光客の身振り、行動が受動的、機械的で非人間的なもの、囚われを感じさせるものであること（９～１０段落）への言及……２点加点。

■要素Ｃ「犠牲者たちと通じ合う面があると示唆することで」：３点
・映画『アウステルリッツ』が、いかにして「表象不可能なホロコースト」を表現したかを説明する要素③。
・一見対照的に見える、強制収容所の犠牲者たちと、そこを訪れる現代の観光客とのあいだに共通点が見出せることに言及していれば、表現の差異は問わず加点してよい。

■要素Ｄ「表象不可能なホロコーストを現代人に想像させる」：２点
・映画『アウステルリッツ』が、なぜ「まぎれもない『映画』の実験であった」と言える理由を説明する要素①。
・傍線部直前の「ともすれば「表象不可能」と語られるホロコーストを主題としながら、それ（ホロコースト）を現在時の映像によって表現する」という文言をそのまま用いてもよい。ただし、「それ」という指示語の指示内容が不明確な場合、また指示語の指示内容が「ホロコースト」ではない場合、加点なし。
▲「表象不可能な」という説明がない場合、▲減点１点。

■要素Ｅ「意欲的な試み」：２点
・映画『アウステルリッツ』が、なぜ「まぎれもない『映画』の実験であった」と言える理由を説明する要素②。
・「意欲的な試みだから」「映画の可能性を拡げるものだから」「新たな可能性を探求する試みだから」などの【実験と言える理由】が書かれていない場合、加点なし。

■要素Ｆ：文末表現は「……から。」、「……ため。」、「……ので。」という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は１点減点。

問五　漢字の書き取り　各１点×３

a　均整／均斉　b　片言　c　皮相

（一）　文科ア・理科ア　　傍線部を現代語訳せよ。

■　問題　１０ページ、２行目の傍線部　文科ア・理科ア　を現代語訳する問題。

■・文末表現　→　要素Ｂに準ずる。

・句読点の有無は不問。

■　基準　配点【３点】

■　傍線部

Ａ２ 理（ことわり）の当たるところを Ｂ１ 具（つぶさ）に申し立てて、

■　模範解答　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

Ａ２ 道理にかなったところを Ｂ１ 詳しく申し立てて、

■　採点方法　各要素単独採点。

■　字数　　指定なし。

［ポイント］

要素Ａ【２点】道理にかなったところを

◇「道理にかなっている・理屈が通っているを」の意、もしくは「道理を・理屈を」の意が読み取れなければ、要素Ａ加点なし。

※「道理」同意例　　○　理屈・筋道　　など

※「かなった」同意例　○　通った・合った・正しい・沿った　など

※「ところ」同意例　　○　こと・部分・点　　など

※「かなったところを」に相当する表現がなく「道理を・理屈を」の意がある場合は【１点】

※右の場合「もっともな・妥当な」など「道理・理屈」に係る修飾語の有無は不問。

※「在地の荘官（荘園の管理人・地下の公文・荘官・管理人・公文）の言い分のうち（言葉の中で）」などの説明の有無は不問。

要素Ｂ【１点】詳しく申し立てて、

◇「詳しく」の意が読み取れなければ、要素Ｂ加点なし。

※「詳しく」同意例　○　こまかく・詳細に・並べ上げて・具体的に

◇「申し立てて・言い立てて」の意が読み取れなければ、要素Ｂ加点なし。

※「申し立てて」同意例　○　言って・申して・申し上げて・言い立てて・主張して・申告して

・取り立てて言って　　など

（一）　文科ウ・理科イ　　傍線部を現代語訳せよ。

■　問題　１０ページ、８行目の傍線部　文科ウ・理科イ を現代語訳する問題。

■・文末表現　→　要素Ｃに準ずる。

・句読点の有無は不問。

■　基準　配点【３点】

■　傍線部

Ａ２さてもあれかしとてＢ１行き過ぐべかりしが、

■　模範解答　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

Ａ２しかたがないと思ってＢ１通り過ぎるのがふつうであったが、

■採点方法　各要素単独採点。

■字数　　指定なし。

［ポイント］

要素Ａ【２点】しょうがないかと思って

◇「しかたがない・そんなこともある」の意が読み取れなければ、要素Ａ加点なし。

※「しかたがない」　同意例　○しょうがない・そうであってもよい・なすがままよ・まあよい・少額だからよい・小銭だから構わない　など

×少額だ・小銭だ（「よい・しかたない」の意がない）

※「そんなこともある」同意例　○（川に）銭を落とすこともある・そういうこともあるだろうよ

△【１点】そのようであれ

※接続詞としての「そうは言っても・それにしても」に相当する訳は×。

要素Ｂ【１点】通り過ぎるのがふつうであったが、

◇「通り過ぎるのがふつうだが」の意が読み取れなければ、要素Ｂ加点なし。

※「通り過ぎる」同意例　○行き過ぎる・通り抜ける・通る

※「のがふつう」同意例　○はず・べき・のがよい・できる・もの

※文末が逆接になっていない場合は×。

（一）　文科カ・理科エ　　傍線部を現代語訳せよ。

■　問題　１１ページ、４行目の傍線部　文科カ・理科エ　を現代語訳する問題。

■・文末表現　→　要素Ｂに準ずる。

・句読点の有無は不問。

■　基準　配点【３点】

■　傍線部

Ａ１さては一所をもＢ２えこそ賜（たまは）り候ふまじけれ。

■　模範解答　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

Ａ１それでは一箇所もＢ２いただくわけにはまいりません。

■採点方法　各要素単独採点。

■字数　　指定なし。

［ポイント］

要素Ａ【１点】それでは一箇所も

◇「それでは一箇所も」の意が読み取れなければ、要素Ａ加点なし。

※「それでは」同意例　○それならば・ならば・そういうことなら　など

×そうかと言って・そうは言っても　などの逆接表現

※「一箇所も」同意例　○一箇（ケ・か・カ）所も・一つも・一領地も・一つの荘園　など

要素Ｂ【２点】いただくわけにはまいりません。

◇「いただくわけにいかない・いただけない」の意が読み取れなければ、要素Ｂ加点なし。

※「いただくわけにいかない」

同意例　○いただけない・いただきかねる・いただくわけにいくまい・頂戴するわけにはいかない　など

※謙譲の訳（＝いただく・頂戴する）がない「受け取るわけにはいかない・もらえない」などや、「賜る」のままになっている「賜るわけに行かない」などは【１点】。

※「まいります・ます」などの敬語の有無は不問。

文科（二）・［文科のみ］

傍線部イとはどういうことか、説明せよ。

■　問題

１０ページ、５行目の傍線部イ「上の御悪名（あくみやう）を申し留（とど）めぬれば、相模殿こそ悦（よろこ）びをばし給（たま）ふべけれ（＝お上［＝相模守］の御悪評を申し留めたのだから、相模守殿こそ私に礼をなさるべきだ）」について、なぜそのような状況になったのか、理由を説明する問題。

■・文末表現　「こと」が望ましいが、内容説明として成立していれば、それ以外の文末表現でもよしとする。

・句読点の有無は不問。

■　基準　配点【５点】

■　解答の根拠

A２上の御悪名（あくみやう）を申し留（とど）めぬれば、B３相模殿こそ悦（よろこ）びをばし給（たま）ふべけれ

（＝A２お上［＝相模守］の御悪評を申し留めたのだから、B３相模守殿こそ私に礼をなさるべきだ）

■　模範解答　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A２悪評が立つのを留めたのだから、B３礼なら、時頼がすべきだ、ということ。

■採点方法　各要素単独採点

■字数　　指定なし。

［ポイント］

要素A【２点】悪評が立つのを留めたのだから、

◇「悪評を留めたから」の意が読み取れれば【２点】。

「評判・名声」の意がない「悪者にしなかったから」などは【１点】。

※要素Bが【０点】の場合は得点できない。

※「悪評」同意例　○悪い評判・悪い噂　など

※「相模守の・相模殿の・時頼の・上の」などの有無は不問。

要素B【３点】礼なら、時頼がすべきだ、ということ。

◇「礼は時頼がすべきだ」の意が読み取れれば【３点】。

※「礼」同意例　○謝礼・ほうび・褒賞　など

※「時頼」同意例　○相模守・相模殿・相模様・上様・おかみ・執権殿　など

要素Aに「時頼・相模守」などがあれば、要素Bでは「彼」などでもよい。

（礼をする主体が時頼とわかればよい）。

文科（三）・理科（二）

傍線部 文科エ・理科ウ に対する「青砥左衛門」の反論はどのようなものか、説明せよ。

■ 問題

１０ページ、９～１０行目の傍線部 文科エ・理科ウ の「十文の銭を求めんとて、五十にて続松を買ふ。小利大損にて非ずや（＝十文の銭を探そうとして、五十文で松明を買ったのだ。わずかな利益のために大損をしているではないか）」に対する、「青砥左衛門」の反論がどのようなものであったかを説明する問題。

■・文末表現　「どのようなものであったか」の説明として成立していれば、それ以外の文末表現でもよしとする。

・句読点の有無は不問。

■ 基準　配点【５点】

■ 解答の根拠（１０ページ １１～１２行目）

十文の銭はその時求めずは、川の底にして永く失ふべし。続松を買ひつる五十の銭は商人の家に留まつて失すべからず。我が損は商人の利なり。かれこれ六十の銭一つも失はざるは、あに所得に非ずや。（＝A1十文の銭はその時に探さなければ、川の底に沈んで永久に失ってしまっただろう。B1松明を買った五十文の銭は商人の家に留まってなくなりはしないはずだ。私の損は商人の利益なのだ。C3あれやこれやと（結局）六十文の銭を一文も失わなかったというのは、どうして利益でないことがあろうか）

■ 模範解答　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A1十文は戻り、B1商人は五十文を得たのだから、C3全く無駄になっていない。

■採点方法　各要素単独採点。

■字数　指定なし。

［ポイント］

要素A【１点】十文は戻り、

◇「十文は戻った」の意が読み取れなければ、要素A加点なし。

※「十文は戻った」同意例　○十文の銭は取り戻せた・十文は見つかった・十文は返った

・十文は無駄にならず・十文を拾い　など

※「十文」の意がない場合は×。

要素B【１点】商人は五十文を得たのだから、

◇「商人は五十文を得た」の意が読み取れなければ、要素B加点なし。

※「得た」同意例　○のものになる・利益になる・もうかる

※「商人」「五十文」の意がない場合は×。

要素C【３点】全く無駄になっていない。

◇「無駄ではない」の意が読み取れれば【３点】。

※「無駄」同意例　○損失・損・死に銭　など

◇「無駄ではない」の意がないが、「有効に使われた・民が潤った・経済に役に立った」などの意が読み取れる場合は【２点】。

文科（四）・［文科のみ］

傍線部オとあるが、「相模守」は「青砥左衛門」をどのような人物と見なしてこのようにしたのか、説明せよ。

■　問題

「相模守」は、「青砥左衛門」をどのような人物と見なして、「近国の大庄（たいしやう）八箇所自筆に補任を書きて、青砥左衛門にぞたうだりける（＝近国の大きな荘園八か所について自筆で任命状を書いて、青砥左衛門にお与えになった）」（１１ページ、２行目傍線部オ）のようにしたのか、説明する問題。

■・文末表現　「人物」が望ましいが、「どのような人物か」の説明として成立していれば、それ以外の文末表現でもよしとする。

・句読点の有無は不問。

■　基準　配点【５点】

■　解答の根拠（１１ページ　１～２行目）

C１ 政道を直（ただ）しくして、D２ 世を久しく保たんと思はば、A１ 心に私なくB１ 理に暗からざる青砥左衛門を賞（しやうくわん）翫すべし　（＝C１ 政道を正しくして、D２ 治世を永く保とうと思うなら、A１ 心に私欲がなくB１ 道理に明るい青砥左衛門を重く用いよ）

■　模範解答　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A１ 私欲なく、B１ 道理に明るく、C１ 政道を正して、D２ 永く世を保つのに役立つ人物。

■採点方法　各要素単独採点。　■字数　指定なし。

［ポイント］

要素A【１点】私欲なく、

◇「私欲なく」の意が読み取れなければ、要素A加点なし。

※「私欲なく」同意例　○欲がなく・私心がなく・公私混同せず・公平で　など

要素B【１点】道理に明るく、

◇「道理に明るく」の意が読み取れなければ、要素B加点なし。

※「道理に明るく」同意例　○道理をわきまえた・理屈を通し　など

要素C【１点】政道を正して、

◇「政道を正して」の意が読み取れなければ、要素C加点なし。

※「政道を正して」同意例　○正しく政治を行い　など

要素D【２点】永く世を保つのに役立つ人物。

◇「永く世を保つのに役立つ」の意が読み取れれば【２点】。

※「永く世を保つのに役立つ」

同意例　○長く世を治めることができる・世を保つのに役立つ・幕府の永続の助けとなる　など

※「永く」の意も「保つ」の意もない「政治に役立つ」などは【１点】。

文科（五）・理科（三）

文科キ・理科オ とあるが、「青砥左衛門」がこのようにしたのは、どのような考えによるのか、説明せよ。

■ 問題

１１ページ、６行目の傍線部 文科キ・理科オ「補任をぞ返し参らせける（＝任命状を返し申し上げた）」について、このようにしたのは、どのような考えによるのか、説明する問題。

■・文末表現　「考え」が望ましいが、「どのような考えによるのか」の説明として成立していれば、それ以外の文末表現でもよしとする。

・句読点の抜けは不問。

■ 基準　配点【６点】

■ 模範解答　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

Ａ３ 夢のお告げを理由にＢ３ 分不相応な恩賞を受けるわけにはいかない、という考え。

■採点方法　各要素単独採点。

■字数　指定なし。

［ポイント］

要素Ａ【３点】夢のお告げを理由に

◇「夢を理由に～恩賞はもらえない」、または「夢は道理からはずれる・夢は論理的でない」の意が読み取れれば【３点】。

※「夢のお告げで」同意例　○夢を理由に・夢のような根拠に欠ける（非論理的な）ものにより　など

※「夢」はあるが「夢から・夢のまま」など文意がつながりにくい表現になっている場合は、【２点】。

要素Ｂ【３点】分不相応な恩賞を受けるわけにはいかない、という考え。

◇「分不相応な恩賞はもらえない・恩賞が分不相応だ」の意が読み取れれば【３点】。

※「分不相応」同意例　○身分不相応・不相応・身に合わない　など

※「恩賞を受けるわけにはいかない」

同意例　○恩賞をもらうのはよくない・恩賞を受けるのは非合理的だ・恩賞を受けるのは国賊だ・恩賞を受けるのは反逆同然だ　など

（一）　a　劉備を好んで、曹操を嫌う。　a1　b1　（2点）

※読み方は「備を喜びて操を悪（にく）む」。

a　「備を喜びて」の訳・・・1点

※「備」は前書きに「劉備」とあるので、「劉備」としてほしいが、「備」のままでも可。

※「喜びて」はそのまま「喜んで」のものは×1点減点。

○「好んで」「好み」「ほめて」「ほめ」「評価して」など○

b「操を悪む」の訳・・・1点

※「操」のままでも可。

※「悪む」は「憎む」なら○。「悪む」のままは×1点減点。

○「嫌う・嫌悪する・憎悪する・評価しない」など○

b　公平な論評ではない（のである）。　a1　b1　（2点）

※読み方は「平論に非ざるなり」。

a　「平論」の訳・・・1点

※「平」は「片よらないこと（＝公平・平等）」の意。「正しい」意でもよい。

※「論」は「論評・論説・論調・議論・論じ方・意見・考え方」など。

○「公平な論評（意見・論じ方）・平等な議論（論じ方）・正当な意見・正論」など○

b「に非ざるなり（非ず）」の訳・・・1点

※「～ではない（のである）」が○

※「也」の訳出は不問。

※○「不公平な論評である」のようでも○2点

c　2

ほんのわずか（な土地）も　（2点）

※読み方は「尺寸（せきすん）」。
○「ほんのわずか（な土地）も・ほんの少し（の土地も）・少したりとも・わずかな土地も・少しの土地も」○2点
▲「わずかも・少しも」▲1点
×「非常に小さくても」×0点

（二）7点

a 3

命運尽きそうであった漢王室を

b 1　　c 3　　d

存立させたのは　正義であった　ということ。

a 「炎灰を既塵に」の説明・・・3点
○3点「命運尽きそうであった漢王室を・消え入りそうな運命にあった王子を・今にも倒れそうであった漢王室を・焼け野原の燃え残りのような漢王室を・戦乱のあとの焼け野原の中から漢王朝を」○3点
※「炎灰・既塵」には注があるので「～のような漢王室（天子）」であれば良いが、そのままのものは×減点3点。
×「燃え残りを焼け野原に・焼け野原で燃え残りを」×

b 「存せしむるは」の要素・・・1点
○1点「存立させたのは・存続させたのは・滅亡させなかったのは・復興させたのは」など○1点

c 「本より以て義と為すなり」の要素・・・3点
○3点「正義であった・忠義であった・忠義だと言える・義にかなっていた・正しかった・道にかなっていた」など○

d 文末の「～ということ」の有無は不問。

（三）文科のみ　１０点

曹操は天子を形だけの帝位につけたのだとはいえ、a4
それでも世間が天子を無用のものとして棄てて顧みないよりはましb6
であった
c
ということ。

a　「操天子をして虚位を擁せしむるは」の要素・・・４点
○「曹操は天子を形だけの帝位につけた（のだ）とはいえ・曹操が献帝を形だけとはいえ帝位につけたのは・曹操が天子を形だけの帝位に擁立したのは・曹操は天子を傀儡にしたとはいえ」○４点
▲主体である「曹操は（が）」が明示されていないものは▲減点２点。
※「虚位」には（注）がある。

b　「猶ほ天下の天子を棄つること弁髦のごときに愈らざるか」の要素・・・６点

※「弁髦」には注がある。
※「天下」は「天下」のままで可。「世間」「天下の諸侯」など○。ない、もしくは間違っている場合bから▲減点２点。
※「天子」も「天子」のままで可。「献帝」「皇帝」「漢王室」など○。ない、もしくは間違っている場合bから▲減点２点。

①「無用なものとした」・・・○２点
②「棄てた」・・・○２点
○「棄つること弁髦のごとき」は、○「無用なものとして棄てて顧みない・無用なものとして捨てた・無用なものとして無視した」など○４点（①②の要素含む）。
▲単に「弁髦のように扱った」としているものは▲減点２点
③「～よりはましであった（のではないか）・よりはまさっていた（のではないか）・～に比べればまだましであった（のではないか）・～に比べれば評価してよい（のではないか）」○２点
×「愈らざるか」で言おうとしていることが正しくないものは×０点

※ａ・ｂの説明が逆でも可。
「天下が天子を無用なものとして切り捨てたことに比べれば、曹操が形だけとはいえ漢王室を存続させたのは評価してよいということ」

c　文末の「～ということ」の有無は不問とする。

（四）（理科は（三））　7点

a 2
劉備とて、

b 5
漢王室を再興させようとは思っていなかった　c ということ。

a　「即ひ備ならとも」の要素・・・2点
○2点「劉備とて・たとえ劉備であっても・劉備もまた・劉備も・曹操、孫権だけでなく劉備も」2点

b「豈に真に心有らんや」の要素・・・5点
①「豈に真に・・・有らんや」の解釈・・・2点
②「心」の内容・・・3点
○5点「漢王室を再興させようとは思っていなかった・漢を興隆させる気はなかった・漢王朝の存続は本意ではなかった・本心から天子に仕えたのではなかった・真の忠心があったわけではない」5点
▲「自分が王になりたかっただけだ・自分の利欲のためでしかなかった」など▲2点
×「真心はなかった・どうして心があるだろうか」など×減点5点

c　文末の「～ということ」の有無は不問。

第四問（２０点満点）

■採点の原則

① 全ての答案について各要素単独採点とするが、答案が全く日本語の文（章）の体をなしていないと判断される場合は、要素の有無に関係なく０点とする。

② 漢字の誤り、送り仮名の誤り、句点の抜けについては、一つごとに１点減点する。

問一

■形式上の不備

・文末表現は要素Ｆ参照

基準　配点５点

■模範解答例　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A 初めて書いた詩は B 周囲の評価を得たものの、C 図鑑の知識をもとにしており、D 自分の中から自然に生まれたものではないことが、E 不誠実に思えたから。

■採点方法：各要素単独採点

■要素Ａ「初めて書いた詩は」：１点

・傍線部の「あの詩」という指示語の内容を説明する要素。

・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は表現の異同を問わず広く加点してよい。

■要素Ｂ「周囲の評価を得たものの」：１点

・傍線部直前の逆接の接続詞「だけど」で対比された内容を説明する要素。

・３段落の「その詩が当時住んでいた所沢市か埼玉県かのなにかの賞をとって、地方自治体の出す広報誌で活字になった。一家そろって貧乏学生のような……わが家の両親はとても喜んでくれて、この詩の思い出もずいぶんと私を甘やかしてくれた」に対応する。

■要素Ｃ「図鑑の知識をもとにしており」：１点

・傍線部の「もやもやとした後ろめたさを感じていた」理由①。

・傍線部の「だって」という理由の接続語が導く内容に対応する。

・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は表現の異同を問わず広く加点してよい。

■要素Ｄ「自分の中から自然に生まれたものではないことが」：１点

・傍線部の「もやもやとした後ろめたさを感じていた」理由②。

・傍線部の「だって」という理由の接続語が導く内容に対応する。

・同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素Ｅ：「不誠実に思えた」：１点
・傍線部の「もやもやとした後ろめたさを感じていた」理由③。
・傍線部の段落（４段落）の最終文に対応する。
・５段落の「漠然とした罪悪感」は、傍線部の「もやもやとした後ろめたさ」と同義であるため、「漠然とした罪悪感を抱えていたから」は加点なし。ただし、「～は不誠実だと思え、漠然とした罪悪感を抱えていたから。」などの表現は許容する。
・同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素Ｆ：文末表現は「……から。」「……ため。」「……ので。」という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は１点減点。

問二

■形式上の不備
・文末表現は要素C参照

基準　配点5点

■模範解答例　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。
A　B　C
土のなかには、地上からは見えない動物が潜んでいるだけでなく、現在は見ることのできない過去の記憶を伝える化石までも埋まっているということ。

■採点方法：各要素単独採点

■要素A「土のなかには（～が潜んでいる）」：1点
・傍線部の「土の秘密」の直接的な言い換えにあたる要素。
・「土は～を秘めている」「地中には～が隠れている」「土のなかには～が地上から隠れたまま保ち続けられている」などの表現も可。
・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素B「地上からは見えない動物が潜んでいるだけでなく」：2点
・空間を超える「土の秘密」の説明にあたる要素。
・傍線部の一文の冒頭の「つまり」で結ばれている内容「土のなかには、土の上にいるだけでは見えないものが住んでいるわくわくがあると思ってた」に対応する。
・「地上からは見えない動物」は、「春を待つ動物」「地中に住む生き物」などの表現も可。ただし、「土のうえにいるだけでは見えないもの」などの、それが生き物であることを明示していない表現は△1点。
・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素C「現在は見ることのできない過去の記憶を伝える化石までも埋まっている」2点
・時間を超える「土の秘密」の説明にあたる要素。
・傍線部の一文の冒頭の「つまり」で結ばれている内容「いまは見ることのできないずっと昔のことを知るわくわくまで埋まってるんだ」に対応する。
・「現在では見ることのできないその場所の過去の手がかり」などの表現も可。
・ただし、土のなかに隠れて存在しているものは「過去そのもの」ではなく「過去を知る手がかり（となる化石）なので、「過去を秘めている」「過去の状況を隠している」などの表現は不可。加点なし。

■要素D：文末表現は「……こと。」という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は1点減点。

問三

■形式上の不備
・文末表現は要素E参照

基準　配点5点

■模範解答例　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A　B

検閲の厳しいロシア語圏では、公には活字にできない文章を人々の手で書き残し、ひそかに共

C

有することで、弾圧をかいくぐってきたということ。

■採点方法：各要素単独採点

■要素A「検閲の厳しいロシア語圏では」：1点
・傍線部の「文化弾圧」の説明にあたる要素。
・9段落の「ともかく帝政時代から検閲の厳しいロシア語圏では」に対応する。
・「権力（国家／政府／体制）によって禁止された言論や表現」などの表現も可。
・「ロシア語圏」は「帝政時代」・「ソ連時代」・「ロシア時代」を含む表現。「ソ連」「ロシア」などの限定的すぎる表現の場合、加点なし。
・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素B「公には活字にできない文章を人々の手で書き残し、ひそかに共有することで」：2点
・傍線部の「地下出版」の説明にあたる要素。
・傍線部の直前の一文の内容（「公には活字にできないものをひっそりと読み継ぐ文化」）に対応する。
・「個々人の努力によって書き残し秘密裏に共有する」など、ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素C「弾圧をかいくぐってきた」：2点
・傍線部の「文化弾圧の壁」を「超える」の説明にあたる要素。
・「自由に読める日が来るまで保ち続けた」「弾圧に抵抗してきた」「検閲をかいくぐる」など、ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素D：文末表現は「……こと。」という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は1点減点。

問四

■形式上の不備
・文末表現は要素C参照

基準　配点5点

■模範解答例　※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

言論が弾圧された困難な状況でも、A手段を工夫して文化的な交流を続けながらB新しい物語をC作り出し、D再び自由の訪れる日を待ちわびる思い。

■採点方法：各要素単独採点

■要素A「言論が弾圧された困難な状況でも」：1点
・設問文の「「土のなか」の意味を踏まえ」という要求の答えにあたる要素。
・11段落の「二〇〇〇年代以降のロシアはふたたびあれよあれよというまに言論の自由が弾圧され……、ロシアやウクライナの友人たちは……冬ごもりの動物たちのようにじっと耐えたりするしかすべのない日々を強いられている」、および12段落の「私もまた、彼らとともに土のなかにいるような気持でいる」に対応する。
・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素B「手段を工夫して文化的な交流を続けながら」：1点
・土のなか（困難な状況下）にあっても、春（困難からの解放）をまちわびる筆者の思いの説明にあたる要素①。
・13段落の「悪夢のような時代だからこそ、こうした文化的なつきあいは些細なことでもとても大切だ、という返事をもらい、はっとした」、14段落の「さいわい、インターネットの発達のおかげもあって、私たちはまだ地中からでも、手を伸ばせばつなぎあえる」に対応する。
・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素C「新しい物語を作り出し」：1点
・土のなか（困難な状況下）にあっても、春（困難からの解放）をまちわびる筆者の思いの説明にあたる要素②。
・14段落の「だけどこの土のなかでこそ、新しい物語をあたためよう」に対応する。
・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素D「再び自由の訪れる日を待ちわびる思い」：2点
・傍線部の「ああ、春はまだかな」という詠嘆にこめられた筆者の思いの説明にあたる要素。
・「春」とは、「土のなか」から出られる日のこと。つまり言論の自由を抑圧された現状からの解放。したがって「再び自由の訪れる日」、「弾圧から解放される日」といった表現が望ましい。「春」という比喩を説明することなく「春を待望する思い」などの表現の場合、加点なし。

■要素E：文末表現は「……思い。」という形が原則。ただし、「……を切望している。」など、「思い」の内実を表す表現は許容する。「……ので。」「……こと。」など、不適切な文末表現と判断される場合は1点減点。